

地域資源を地域ぐるみ で守り育てる 仕組みをつくる

5月、地名やらざあ会が管理する集会所の花壇には、色とりどりの花が咲いていた。元々はいきいきクラブが管理していた場所。これも本事業の取り組みの一つだ。



まずは組織体制づくりから

本事業に取り組むためには、まず組織づくりが必要となる。農業者、自治会だけでは足りない。個別に活動していたいきいきクラブや子供会、スポーツクラブなどさまざまなジャンルの団体が協力し合い、地域の環境

を守ることが目的だからだ。

このページでは、手続きの開始から協定を結び実行に移すまでの過程を大まかに紹介している。

本事業の採択を受けると、国・県・町から、対象面積に応じた交付金が交付され活動に生かすことができる。この交付金には、規約や計画書について、いくつか条件があるため、下の項目を参考に手続きを進めて欲しい。交付金は事業の採択年度にかかわらず、平成23年度までとなっている。より詳しい情報は本庁建設課まで。

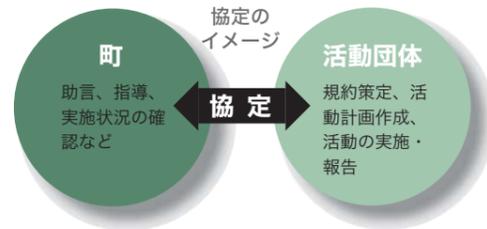
建設課 ☎(56) 2227

明るい未来を共に築くための 7つのステップ

STEP 5 ●町と協定を結ぶ

活動団体と町が協定を結びます。活動団体は決定した活動計画など、町は活動団体への指導や活動の実施状況の確認などをすることを明確化し、互いに確認するものです。

協定期間は、協定締結から原則5年間以上。ただし交付金が交付されるのは、協定締結年度にかかわらず平成23年度までとなっています。



STEP 6 ●交付金が交付される

活動団体に対して、共同活動を支援するための交付金が交付されます。交付の条件は①交付金を受け入れる体制になっている(体制の要件)②一定の水準を満たす活動をしている(活動の要件)となっています。

「体制の要件」は、活動団体規約と協定が整えられているかを判定。「活動の要件」は、地域活動指針と照らし合わせ、基礎部分の活動項目をすべて実施すること、誘導部分の活動項目を一定量以上実施することが活動計画に盛り込まれ、実施しているかを判定します。

これらの要件を満たす団体が支援の対象となります。より高度な「促進費」もあります。

STEP 7 ●活動を実践する

活動計画に基づいて活動を開始します。これまで自治会単位など、地域の皆さんが実施してきた取り組みも多いと思われます。本事業は、その延長線上の取り組み。役割分担をしっかりと実践してください。

また、新たなチャレンジに踏み出すチャンスでもあります。これまで、個別の団体では実践できなかったことも、さまざまな人が参加することで取り組める幅が広がります。地域の将来像や共同活動、体制のあり方など、皆さんで話し合ってください。

活動の記録や交付金の使い道などは必ず記録を残しておいてください。

STEP 3 ●規約をつくる

団体の枠組みが決まったら、規約を策定します。内容は、それぞれの活動団体の中で、活動の目的、構成員、合議方法など、基本的な事項を話し合ってください。団体が交付を受けるには、この「規約」の承認を受けることが条件となっています。下欄を参考に。

- 1 活動団体の名称(会の名前)
- 2 活動団体の目的。この目的には「農地や農業用水などの資源や農村環境の保全と質向上を図る」が必ず含まれていること。
- 3 活動団体の構成員。農業者のほか1以上の団体または個人で構成すること。
- 4 代表や会計などの役員の構成。
- 5 組織内の合意・決定方法(多数決など)。

STEP 4 ●活動計画をつくる

それぞれの団体で共同活動の計画を立てます。様式に基づいて作成することになります。活動計画の作成に当たっては、「※地域活動指針」を目安に、地域内で話し合いの場を持ち、これまでの共同活動の実態を点検し、今後活動団体で取り組むことができる活動をリストアップして作成します。

活動計画の内容が一定の水準に達していることが交付の条件となります。

地域活動指針※とは…活動の項目を、資源の適切な保全のための「基礎部分」と、施設の長寿命化につながる活動・農村環境向上につながる活動などの「誘導部分」に区分・整理し列挙したもの

STEP 1 ●対象地域をまとめる

地域内の農道や水路、ため池など美化活動する範囲をまとめます。その地域にとって、もっとも取り組みやすいまとまりを話し合いで決めます。対象となる地域の単位は▶集落ごと▶ため池や堰などで区切られた範囲ごと▶ほ場整備区域ごと一など、地域の実情にあった範囲を選定し決定します。

これまでも自治会などで整備・美化活動をしていた範囲や区域を基本として、これまでどおりの範囲で良いか、隣の区域も含めたらどうか、環境保全など新たな取り組みにふさわしい範囲かといった観点で、地域内で話し合いをしてください。

STEP 2 ●団体の参加者を募る

活動に参加する構成員を募ります。この組織には農業従事者だけではなく、それ以外の構成員が含まれることが肝心です。構成員の種類や数は地域の実情に応じて、その地域独自で決定できます。まずは地域の人たちや自治会など身近な人、土地改良区、JAなどの団体に声をかけ、少しずつ構成する輪を広げていくのが理想です。

各地域の条件に見合う形で、自由に、さまざまな立場の構成員が参加できる枠組みづくりをしましょう。構成員となった人々には、規約や活動計画に基づいて、地域資源や環境を守る共同活動に参加してもらいます。